

指定管理者候補者の選定方法について

1. 選定方法

(1) 申請資格等の審査（事務局で審査後、委員会に報告）

- ①申請資格のすべての要件を満たしていない法人等を審査対象から除外
- ②失格の要件のいずれかに該当する法人等を審査対象から除外

(2) 第1次審査（書類審査）

書類審査の結果を点数化し、順位付けする。申請者が各施設につき4者以下の場合は行わない。

- ①第1次審査基準に従い、委員会前日までに採点（仮）
- ②各委員から専門的意見を踏まえ、上記①の採点を修正する。
- ③全委員の採点を集計後、総合的に判断し、第2次審査の対象となる申請者を選定する（4者程度）。
- ④第2次審査に進めなかった申請者について事業計画書、収支計画書等の講評をまとめる。

(3) 第2次審査（ヒアリング審査）

- ①第2次審査基準に従い、委員会前日までに採点（仮）する。
- ②プレゼンテーション等により申請者から説明を受け、ヒアリングを行う。
- ③ヒアリング結果を踏まえ、委員間で意見交換を行う。
- ④上記①の採点を総合審査までに修正（仮）する。

※申請者が5者以上で第1次審査を実施した場合、第1次審査結果は第2次審査の採点に加点せず、新しく審査する。

(4) 総合審査

書類審査及びヒアリングの結果を点数化し、順位付けする。

- ①全委員の採点を集計後、総合的に判断し、指定管理者候補者を選定する。
- ②指定管理者候補者については事業計画書、収支計画書等の講評をまとめる。